

小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務 仕様書

1 業務の名称

小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務

2 業務の目的

地域おこし協力隊は、都市地域から地方に移住し、地域課題の解決に取り組みながら、最終的にその地域への定住を図る取組である。

本市でも、移住促進、観光振興、多文化共生など多様な地域課題に対応するため、外部人材を受け入れ、新たな視点やスキルを導入し、課題解決への取組を強化するとともに、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の任期終了後の定住を促進し、地域の持続的な活性化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料

9,166,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務の実施に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

5 業務内容

（1）募集

- ① 隊員の募集要件や求める人物像、業務内容等を委託者と協議の上決定し、募集要項の作成を行うこと。
- ② 求人サイトを活用するほか、募集内容や表現を工夫して応募意欲を高め、求める人材に効果的にアプローチできるようにすること。
- ③ 応募者の集約、連絡調整、問合せ対応等、応募に係る一切の事務を行うこと。
- ④ 協力隊の基本的な条件は以下のとおりである。

ア 募集人員、業務内容

募集人員は下記の分野で各1名、合計3名とする。

（ア）観光振興分野

地域資源を生かした体験コンテンツ商品の企画・開発等

（イ）移住促進分野

移住・定住促進に関する情報発信、北しりべしの魅力発信等

（ウ）広報広聴分野

外国人住民からの問合せ対応時の通訳・翻訳、外国語での市政情報発信

イ 勤務地 小樽市内

ウ 活動に係る条件

(ア) 雇用形態

観光振興分野：一般社団法人小樽観光協会が雇用

移住促進分野：受託者が雇用

広報広聴分野：市が雇用（パートタイム会計年度任用職員）

(イ) 雇用期間：委嘱の日から令和9年3月31日まで

※委嘱の日は令和8年8月から10月頃を目安とする

(ウ) 報償費月額（移住促進分野）：291,600円

※報償費以外のその他手当、経費等については、委託者と受託者の協議により定める。

(エ) 活動時間（移住促進分野）：概ね週37.5時間

- ⑤ 応募状況や選考結果により、隊員の任用が予定人数に満たない場合は再募集を行うこと。

(2) 選考

- ① 審査方法（書類審査、オンライン・対面面接等）や内容については委託者と協議の上決定すること。
- ② 総務省が定める地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たすかを確認し、その結果を整理して次段階の選考対象者案を作成し、委託者へ提出すること。
- ③ 応募者への面接案内、司会進行、応募者・審査員の調整、選考結果通知等、面接運営に係る一切の事務を行うこと。
- ④ 面接の実施に必要な環境整備（オンライン環境の設定、会場確保・設営、機材準備等）を行い、円滑な面接運営を担うこと。
- ⑤ 選考過程の記録（面接の内容、審査の経緯等）を作成し、委託者へ提出すること。
- ⑥ 移住促進分野については、委託者とともに全ての選考に参加し、最終面接審査後に、委嘱予定者の従事開始時期の調整を行うこと。

(3) 隊員の活動支援

受託者が雇用する移住促進分野の隊員に対して、以下の活動支援を行う。

① 活動計画の作成

隊員の経験や知識、スキルを活かし、目的達成に向けた効果的な活動内容と具体的な活動計画を作成する。

② 隊員の活動に必要なサポートの提供

ア 活動の進捗管理及びサポート

(ア) 隊員との定例ミーティングを月1回以上開催し、進捗管理に努めること。ミーティング後は遅滞なく、その記録を委託者へ提出すること。

(イ) 定例ミーティング以外でも隊員と連絡を取り合い、問題発生時には直ちに解消に取り組むとともに、適宜、その認知した内容や対応について委託者に報告すること。

(ウ) 業務外の隊員の生活に関するサポートも実施すること

イ 住居や活動拠点の確保

活動拠点は、受託者が小樽市内に既に置いている、又は新たに置く事務所、事業所等が望ましい。

ウ 活動に必要な物品等の調達

エ 任期満了後の定住・定着及び独立に向けたサポート

(ア) 隊員が独立後、円滑に活動できるためのネットワークづくりをサポートすること。

(イ) 独立に向けた各種申請等のサポートを行うこと。

③ 隊員の報償費、活動に必要な経費等を適切に支出すること。

(4) その他

① 隊員に欠員が生じた場合は、委託者と協議の上、(1)(2)等を適宜実施すること。

② 委託者と受託者の業務分担については、別紙のとおりとする。

6 協議

(1) 事業開始時

契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。

(2) 事業開始後

① 本事業を適正かつ円滑に実施するため、進捗確認等を行うための協議を月1回程度行うこと。なお、開催日時については、双方協議の上決定する。

② 受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

7 成果品（報告書）

(1) 報告書の冊子

報告書はA4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

(2) 報告書の電子データ

① 報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとする。

② メディアに露出した記事・映像については、報告書に記載するとともに、電子資料で提出すること。

(3) 提出期限

事業完了後1週間以内に提出すること。

(4) 提出場所

小樽市総合政策部企画政策室

8 実施体制

- (1) 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するため、業務主任担当者を定め、実施体制を整えること。
- (2) 本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また本業務の目的を達成できるように、業務主任担当者はすべての工程におけるプロジェクト管理を徹底すること。
- (3) 業務主任担当者は、適切な課題解決策、戦略を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリープランを提示し、委託者の承認を得たうえでこれを実施すること。

9 委託料の内訳及び支払い

- (1) 各業務における委託料の内訳は、以下のとおりとする。特別交付税を見込んでいるため、下記の金額・用途を必ず守ること。ただし、2及び3の上限額は、隊員の委嘱期間を令和8年8月1日から令和9年3月31日の8か月として積算したものであり、隊員の委嘱期間が8か月に満たないときは、活動の月数、日数に応じて積算した額を委託料の上限とする。

	経費項目	上限
1	地域おこし協力隊の募集・採用支援（3分野計）	3,500,000円
2	地域おこし協力隊の報酬等（移住促進分野）	2,332,800円
3	地域おこし協力隊の活動に係る経費（移住促進分野）	1,334,000円
4	地域おこし協力隊の活動サポート（移住促進分野）	2,000,000円
	合計	9,166,800円

- (2) 委託料は7の報告書の検収を受けた後、受託者からの請求により支払う。
- (3) 受託者は前号の規定にかかわらず、事業完了前に委託料を概算払いにより請求することができる。この場合、受託者は事業完了後、速やかに委託料の精算を行い、精算書を委託者へ提出すること。

10 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託者と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、「小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務公募型プロポーザル実施要領（質問・回答を含む。）」及び本仕様書の定めるところによる。それらに定めのない事項については、受託者と委託者において協議の上決定する。
- (3) 当該業務で制作する一切の著作物の著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。

る。

- (4) 受託者は、当該業務の全て又は一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ委託者と協議を行い、その承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、当該業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。当該業務終了後も同様とする。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、小樽市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第25号）、その他関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。第三者に再委託した場合も同様とする。

(別紙)

項目	業務	業務分担	
		委託者	受託者
募集	募集要項・求人票の作成		○
	求人募集サイトへの掲載		○
	市が求める人材へのアプローチ		○
	応募受付		○
選考	セッティング		○
	書類審査・面接	○	○
活動支援 (移住促進分野)	隊員の活動計画の作成		○
	活動計画に基づく隊員の活動サポート（報償費や活動費などの支払い、活動の進捗管理、住宅の確保等）		○

※ 募集・選考については、「観光振興分野」「移住促進分野」「広報広聴分野」の全3分野、活動支援については「移住促進分野」の1分野のみを委託するものとする